

申請を行う金融機関は、本表によって、申請内容が基準に合致しているか、ウェルネス・フーズ産業支援センターへ事前確認をとること

静岡ウェルネスプロジェクト 資金使途判断表

1 企業名

2 企業概要

--

3 本件資金の内容

(1) 資金使途

項目	費用内容	算定根拠	金額
設備資金			千円
			千円
			千円
運転資金			千円
			千円
			千円
合計			千円

※資金使途項目（費用内容）は設備資金、運転資金別に記載すること。

※費用内容は具体的に記載すること。

※融資金額については、資金使途に事業上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を単価等の積み上げにより具体的に示すこと。（必要に応じて別紙に添付すること）

また、人件費等、対象製品・サービスとそれ以外に係る経費が明確に切り分けられない場合は、積算しないこと。

(2) 未来型食品等又はウェルネスサービス・製品等の内容

① 対象製品等の種類 (別紙資金使途基準(1)～(10)より選択し、右欄に記載)	
---------------------------------------------	--

※別紙資金使途判断基準に留意し、判断に必要な事項を過不足なく記載すること。

※各項目記入部分が不足した場合には、行の追加や別紙資料添付等、適宜対応すること。

※別紙資金使途基準「対象製品等の種類」より、該当する項目番号を記載すること。

② 対象製品等の概要	
(新製品・既存製品及びサービスの開発・改良に係る概要を記載すること。) (設備については上記製品・サービス概要と併せて当該設備の概要及び汎用性の有無、並びに開発、製造、改良等のフロー上における、いずれの設備に充当するかも明記すること。)	

③ 食の社会課題解決

(食の社会課題解決に資する要素について、記載すること。)

④ 新規性・優位性

(既存製品と比較した新規性や優位性について、記載すること)

⑤ 品質

(原材料・製品の品質や品質管理に対する取組について、記載すること)

⑥ 市場競争力

(他社と比較した価格や販売先等における競争力について、記載すること。)

⑦ 製造又は提供技術

(サービス・製品等を提供・製造する技術について、記載すること。)

⑧ 客観的評価

(分析結果、特許、受賞歴等について、記載すること)

⑨ その他差別化等要素と判断できるもの

(競合する製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は別紙添付し、本申請内容に係る差別化を立証すること。)

⑩ 差別化等要素の模倣困難性

(競合する既存製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は別紙添付し、本申請内容に係る模倣困難性を立証すること。)

⑪ 製品・サービスの開発、改良に係る実現性

(実現性を担保するための開発、改良に係る研究・連携体制、手法等を記載すること)

⑫ 製品・サービスの開発、改良の完了期間（予定）

（⑪の実現性を踏まえ、開発、改良の完了期間を根拠に基づき明記すること。）

⑬ 過去申請に係る成果

（申請実績がない場合は記載不要）

（過去の申請に係る成果を記載すること。記載内容については、別紙資金使途判断基準 留意事項（3）を参照のこと）

【融資対象者及び資金使途判断基準】

基準概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本資金使途判断基準においては、静岡県特別政策資金融資制度要綱における「特定施策」を、静岡県が振興する「静岡ウェルネスプロジェクト」として位置付ける。 ・本プロジェクトでは、「未来型食品の開発」及び「ウェルネス産業の創出」等を通じた食品・ウェルネス産業の振興を主旨としているため、本制度融資に係る資金使途についても、同主旨と合致するものを対象とする。
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡ウェルネスプロジェクトに参加している、または今後参加を計画している下記に該当する企業、組合等 ・ただし、食品分野においては、以下のいずれかに該当することとし、また、ウェルネス分野においては、以下のいずれにも該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 静岡ウェルネスフォーラム会員又は入会を申し出た者 (2) ウェルネス・フーズ産業支援センターによるコーディネートにより、事業化、製品化、販路開拓等に取り組んだ実績のある者
対象資金	<p>未来型食品等又はウェルネスサービス・製品等の研究、開発、製造、販売に必要かつ以下を満たす設備資金及び運転資金とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金は資金使途判断表に記載した内容にのみに充当し、それ以外の製品・サービスには充当できないこと。 (2) また、人件費等、対象製品・サービスとそれ以外に係る経費を明確に切り分けること。

対象製品等の種類	未来型食品等	<ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値化（新規性、優位性、市場競争力等の差別化要素を有する）と食の社会課題解決の両立を目指す以下のものをいう。 （１）加工食品 （２）食品素材を活用した化成品 （３）未来型食品等の付加価値又は生産性向上に寄与する加工機械 （４）その他、当プロジェクトに資すると判断される食品等
	ウェルネス製品・サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・精神・社会面での健康の保持及び増進を通じた健康寿命の延伸に資する以下のものをいう。ただし、公的医療保険及び介護保険の対象となるものは除く。 （５）健康の維持・増進に資する食品を活用するサービス （６）自然・温泉等の観光資源を活用する製品・サービス （７）センシング技術を活用した健康の維持・増進に資する製品・サービス （８）健康経営推進に資する製品・サービス （９）スポーツ・運動を核とする製品・サービス （１０）その他、当プロジェクトに資すると判断される製品・サービス
資金使途判断表記載に係る事項	差別化等要素の記載	<ul style="list-style-type: none"> （１）資金使途対象製品・サービス等については、差別化等要素を併せて記載すること。当該要素の例は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規性、優位性 ・品質 ・市場競争力 ・製造又は提供技術 ・客観的評価（分析結果、特許、受賞歴等） ・その他差別化等要素と判断できるもの （２）差別化等要素の模倣困難性（独自性）を併せて記載すること。 （３）上記（１）（２）に対し、その根拠を示すこと。提示に当たっては、競合する既存製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は添付すること （４）製品・サービスの開発、改良に係り、その実現性を担保する研究・連携体制、手法等を明示すること。

	留意事項	<p>(1) 当制度の利子補給は、静岡県特別政策資金融資制度要綱のとおり、特定施策に対応するために事実上必要な融資（資金使途）に対して交付されるものであり、当該資金使途以外での制度利用はできないこと</p> <p>(2) 融資額については、資金使途に事業上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を単価等の積み上げにより示すこと。</p> <p>(3) 申請内容には対象となる製品、サービス自体の質（差別化、模倣困難性等）に言及したうえで、充当する設備について具体的に記載すること。</p> <p>(4) 過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に対する成果（新製品、改良製品の開発成果、販売実績等※）を判断表に付記すること。なお、申請内容が過日の申請と同一、相違に関わらず付記すること。また、やむを得ない事情を除き、過去申請の成果が十分に達成されていない場合は、今回申請の見直しを指示する場合があります。</p> <p>※令和8年度以降に申請し、かつ再度申請する場合は、開発及び改良の成果を必ず付記すること。ただし、令和8年度以前に申請した案件の成果に関しては、この限りではない。</p> <p>※過去複数回制度利用実績がある場合は、年度を問わず直前の申請成果について記載すること。ただし、申請内容によっては直前より過去の申請の成果に係る記載を要する場合があること。</p> <p>(5) 対象資金が1億円以上のものについては対面による相談（ヒアリング）を行うこと。</p>
--	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------